

# 宇佐市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

令和3年7月6日

宇佐市告示第200号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、地域の自主防犯活動として防犯カメラを設置する自治会等に対し、その設置費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 地域における犯罪の抑止及び公共の安全の維持を目的として、不特定多数の者が利用する国道、県道、市道等の公道又は公園等の公共空間を撮影する映像記録装置その他関連機器で構成される機器をいう。
- (2) 自治会等 自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、自主防犯ボランティア団体及びPTA（児童又は生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者及び教職員をもって組織する団体）その他これらに準じる団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、安全で安心なまちづくり活動に自主的かつ継続的に取り組む自治会等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、新たに防犯カメラを設置する事業であって、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象者が活動する地域内に防犯カメラを設置するものであって、別に定める宇佐市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に係る防犯カメラの設置及び運用に関する基準を遵守したものであること。
- (2) 設置する防犯カメラが、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、通学路その他の道路若しくは公園その他の子どもの遊び場周辺又は不特定多数の者が

利用する場所を撮影及び録画し、一定期間の保存が可能なものであること。

- (3) 私有財産の管理に供せられる場所（マンション、アパート、住宅等の出入口及び駐車場等）の撮影を目的とするものでないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- (2) 防犯カメラを設置している旨や設置者の名称を表示する看板等（以下「表示板等」という。）の購入及び設置に要する経費
- (3) 電力会社等に対する事務手数料
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 防犯カメラシステムの維持又は管理に要する経費（電気料金及び賃借に要する経費、地代及び占用料、システム更新料等を含む。）
- (2) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (3) 既存の設備の更新及び撤去に要する経費
- (4) 防犯カメラの操作指導に要する経費
- (5) その他市長が補助対象経費として不相当と認めるもの

3 第1項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、60万円を上限額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けた場合は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。この場合における補助金の上限額は、25万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇佐市防犯カメラ設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 防犯カメラ設置に係る見積書の写し
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる書類の写し
- (5) 防犯カメラを設置する場所、撮影範囲及び表示板等を示した位置図  
(柱に設置する場合などは、柱の番号札及び当該柱の遠景写真を追加)
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者等の承諾書の写し
- (7) 防犯カメラの管理及び運用を規定した書類の写し
- (8) 防犯カメラを設置する地域の合意形成がされたと分かる書類(総会議事録、設置箇所周辺の地域住民の同意書等)の写し
- (9) 国、県その他の機関から防犯カメラ設置に係る補助金を受けた場合、補助金交付通知書等その旨を証明する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金の交付を認めた時は、宇佐市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、宇佐市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の内容を変更しようとするときは、宇佐市防犯カメラ設置費補助金変更申請書(様式第5号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の承認をした場合は、宇佐市防犯カメラ設置費補助金変更交付決定書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、宇佐市防犯カメラ設置費補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書（様式第8号）

（2） 防犯カメラ設置後の現況写真（設置物の近景、遠景及び撮影するアングル）

（3） 領収書等の支払いを証する書類の写し

（4） その他の機関から補助金を受けている場合、確定額を証する書類の写し

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、宇佐市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（1） 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（財産の管理）

第13条 交付決定者は、当該補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の規定は、令和3年4月1日以後に国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付決定を受けたものについては同日から適用し、当該交付決定を受けていないものについてはこの告示の施行の日から適用する。

(見直し)

- 3 この告示の施行後3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。